

令和3年5月25日

関係労使団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部長



基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです（別添1）。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年5月17日付け埼玉労働局長通知により留意事項をお示ししたところですが、これらの事項に加え、「取組の5つのポイントを活用しましょう！（一部改正）」（別添2）を活用いただく等により昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策について労働者に周知していただくとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（一部改正）」（別添3）や「新型コロナウイルスに関するQ&A」（別添4）のほか、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止（新規）」（別添5）を活用いただく等により熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことについて、周知をお願いいたします。